

「住宅ローン控除」代行サービスの紹介に関する覚書

税理士法人ほはば（以下「甲」という）と株式会社システムデザイン・アクティ（以下「乙」という）とは、甲が運営する「住宅ローン控除」代行サービス（以下「代行サービス」という）の紹介について、以下の覚書を取りかわす。

第1条 代行サービス紹介の対象

代行サービスの紹介は、乙が運営する工務店支援サービス「工務店革新ネット」（以下「革新ネット」という）会員工務店の契約先（施主）からの申込を対象とする。

第2条 代行手数料の割引

革新ネット経由の申込は、代行サービスの代行手数料総額（ネット割、早割考慮後）から500円を割り引くものとする。

第3条 革新ネット経由の申込であることの確認方法

革新ネット経由の申込は、甲が運営するホームページの申込ページの備考欄に識別子「Knet」と革新ネット会員の「工務店名称」を記載する。この識別子で、一般申込との区別を行うものとする。

例)「どこでこのサービスをお知りになりましたか?」の「その他」欄 : Knet 青山工務店

※備考欄に記載された工務店が革新ネットの会員であることを確認するために、甲は乙から提供された革新ネット一覧を参照してチェックを行うものとする。乙は新規会員が発生した場合、革新ネット一覧を甲に提供する。

甲が保管する革新ネット一覧に工務店が存在しない場合は、更新のタイミングにより存在が確認できない場合がある為、乙に問い合わせを行うものとする。

第4条 有効期間

有効期間は平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までにいずれか一方より書面による何らかの申し出の無い場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第5条 協議

上記の条項に定めのない事項および解釈に疑義を生じた事項については甲乙誠意をもって協議決定する。

以上を証するため本覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 26 年 6 月 10 日

甲 大阪府大阪市北区梅田2-4-13 6F
税理士法人ほはば
代表税理士 前田 興二

乙 島根県松江市浜乃木7丁目9番7号
株式会社システムデザイン・アクティ
代表取締役 石本 光史